

久留米市公告第104号

令和5年度印刷機賃貸借契約業務について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和5年4月14日

久留米市長 原 口 新 五

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和5年度印刷機賃貸借契約業務
- (2) 履行場所 19校区コミュニティセンター内
- (3) 業務内容 「(別紙) 令和5年度印刷機賃貸借契約業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：①13校区：令和5年5月1日から令和10年4月30日
②6校区：令和5年9月1日から令和10年8月31日
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：非公表
- (6) 最低制限価格：無
- (7) 支払条件：前払金や部分払い無し
- (8) 説明会の有無：無

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に、「その他（事務用品・什器類）」で登録があること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成30年4月1日から令和5年3月31日までに、国および地方公共団体との間に印刷機賃貸借及び保守の契約実績があること。

3 契約条項を示す場所

「10 問い合わせ先（事務局）」に記載する担当窓口

4 入札方法

入札方法は、「郵便入札」とする。入札参加を希望する者は、以下の(1)に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。入札書に記載する金額は、仕様書に記載する1台分の金額を記入すること。また、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。ただ

し、契約にあたっては、入札書に記載された月額料金の金額に、その消費税額相当額を加算した額をもって、月額契約金額とする。

(1) 提出書類

- ア 入札書 (別紙 1)
- イ 入札参加資格確認申請書 (別紙 2)
- ウ 契約実績表 (別紙 3)

(平成30年4月1日から令和5年3月31日までに、国および地方公共団体との間に印刷機賃貸借及び保守の契約実績があること。また、落札者は、落札後にその実績について、契約書の写し等で確認する場合がある。)

(2) 提出期限

令和5年4月21日(金) 15時必着

(3) 提出先(宛先)

「10 問い合わせ先(事務局)」に記載する担当窓口

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、「ア 入札書」を入れ、封筒表面に業務名及び商号(名称)を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうち「イ 入札参加資格確認申請書」(別紙 2)、「ウ 契約実績表」(別紙 3)を入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号(名称)、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

(1) 日時: 令和5年4月25日(火) 9時

(2) 場所: 久留米市役所本庁舎6階 外部監査人室

(3) 立会: 入札者のうち立会い希望者(入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者)を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に係りの無い市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。また、入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格審査申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに「入札辞退届」(別紙 4)を届け出なければならない。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

久留米市契約事務規則第7条第3号の規定に基づき免除。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から令和5年4月18日（火）15時まで

② 受付場所：「10 問い合わせ先（事務局）」に記載する担当窓口

③ 質問の提出方法：

E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和5年4月19日（水）までに**E**メールで回答する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札日の翌日から数えて6日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日にあたるときは、当該休日の翌日まで）に、久留米市所定の契約書により契約締結をすること。

9 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法

令を遵守すること。

- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市協働推進部地域コミュニティ課 松田 馬場

住所：福岡県久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9014

FAX：0942-30-9711

Eメール：comm@city.kurume.lg.jp